

国民年金

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やケガで障がいが残った時(障害基礎年金)や、一家の働き手を亡くしてしまった時(遺族基礎年金)など、一生涯にわたり生活を支える公的年金制度です。

ライフステージの変わり目に
手続きが必要です

詳細は、事前にお問い合わせください。

会社員、公務員になったら

【国民年金第2号被保険者】

－厚生年金、共済年金－

勤務先が加入手続きを行います。保険料は給料から差し引かれ、勤務先が納付します。
※退職した時は、自分で第1号被保険者への切り替え手続きをする必要があります。

配偶者(第2号)の扶養になったら

【国民年金第3号被保険者】

配偶者の勤務先が加入手続きを行います。
※配偶者が退職した時、離婚した時などは、自分で第1号被保険者への切り替え手続きをする必要があります。

納付期間終了 年金請求できるかな？

年金を請求するためには、保険料を納めた期間や保険料免除期間など合わせて、25年(300か月)以上必要です。

《任意加入制度》

25年に満たない、未納があつて満額受給できない場合、60歳以降も保険料を延長して納めることができます。

20歳

就職

結婚・退職

60歳

65歳

生涯保障

ハタチになったら、国民年金スタート

【国民年金第1号被保険者】

－自営業、学生、アルバイト、無職など－

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人(外国人を含む)は、国民年金に加入して自分で保険料を納めます。

なお、加入の届け出を忘れたり、保険料の納め忘れがあったりすると、将来、年金を受けられない場合があります。

●○ 国民年金保険料の納付 ○●

平成25年度の保険料月額 15,040円

【納め方】

- ▶金融機関・コンビニ等で納付書払い
- ▶口座振替 ▶クレジットカード決済

お得 保険料を前納(前払い)すると、保険料が割引になります

【保険料の納付が困難な時】

- ▷保険料免除制度(全部・一部) ▷若年者納付猶予制度 ▷学生納付特例制度
- ※それぞれ所得審査があります。

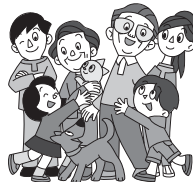
老齢基礎年金の請求

－手続きは65歳の誕生日の前日から－

保険料を40年間(480か月)全て納めて満額受給

年額 786,500円(月額 65,541円)

※年金額は、年の途中で改定する場合があります。



お心あたり、ありませんか？ あなたの年金記録 もう一度ご確認を

▷若いころ勤めていた記録 ▷結婚前の旧姓の記録 ▷名前の読み方が誤って登録されていた記録
ご自身の年金加入記録にもれや誤りがあるのではと心配のある方は、年金事務所に相談してください。お申し出により新しい記録が見つかって、年金の支給につながる場合があります。

日本年金機構は、国民年金保険料の納め忘れの方に対し、電話や文書、戸別訪問による納付の案内や、免除等の申請手続きの案内を(株)アイヴィジットに委託しています。

問合せ 市民サービス課年金係 もしくは 岩見沢年金事務所(9西3) ☎22局5804